

議案第 65 号

議決第 号

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月1日 提出

始良市長 米丸 麻希子

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構鹿児島審査委員会事務局」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。